

豊田市定住促進住宅団地整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則(昭和45年規則第34号)に定めるもののほか、定住促進住宅団地の整備事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

(1) 市街化区域 法第7条第2項に規定する区域をいう。

(2) 公共施設 法第4条第14項に規定する公共施設のうち、同法第39条の規定により豊田市に帰属したものをいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、住宅団地の整備を行おうとする者に対し、当該整備に必要な経費の一部を交付することにより、良質な住宅地の供給を促進し、もって定住者を増やすことを目的とする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、市街化区域において一戸建ての住宅地を2宅地以上整備し、及び販売する事業で、その事業計画について市長の認定を受けたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、他の補助事業による補助を受けて整備する公共施設については、補助事業としない。

(認定申請)

第5条 前条第1項の認定を受けようとする者(以下「認定申請者」という。)は、事業計画を策定し、豊田市定住促進住宅団地整備計画認定申請書(様式第1号)に別表第1に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書に当たっては、当該補助事業に係る用地の所有者及び使用権限を有する者の同意を得なければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の認定を申請することができない。

(1) 市町村税を滞納している者

(2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)

(4) 暴力団員が役員等となっている団体

(5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している個人又は団体

(6) その他の法令の規定に違反している者又は法その他の法令の規定に基づく指導、勧告等に従わない者

(7) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金を交付することが不適當であると認める者
(事業計画の認定等)

第6条 市長は、前条第1項の申請があった場合において、当該申請に係る事業計画が次

に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該事業計画の認定をすることができる。

(1) 1宅地の面積が160平方メートル以上であること。

(2) 住宅団地(補助事業により整備する2宅地以上の住宅地をいう。以下同じ。)の造成面積が500平方メートル以上の場合は、豊田市開発許可技術基準に適合するものであること。

(3) 住宅団地の後背地に囲いよう地を生じさせないような措置を講じたものであること。

2 前項の基準は、豊田市開発許可技術基準その他の住宅団地の造成に係る基準を緩和するものではない。

3 第1項の認定は、第15条の補助金の交付を予約するものと解してはならない。

(認定通知)

第7条 市長は、前条第1項の認定をしたときは、速やかに事業計画認定通知書(様式第2号)により、認定申請者に通知しなければならない。

(補助事業の着手)

第8条 事業計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、前条の通知のあった日以後でなければ、補助事業に着手することができない。

(認定計画の変更)

第9条 認定事業者は、第6条の規定による認定を受けた事業計画(以下「認定計画」という。)を変更しようとするときは、豊田市定住促進住宅団地整備計画変更認定申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(認定計画の中止又は廃止)

第10条 認定事業者は、第7条の通知のあった日(以下「認定通知日」という。)以後に、認定計画を中止し、又は廃止しようとするときは、豊田市定住促進住宅団地整備事業中止(廃止)届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(改善命令)

第11条 市長は、認定事業者が認定計画に従って補助事業を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を執ることを命ずることができる。

(認定計画の取消し)

第12条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定計画を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により事業計画の認定を受けたとき。

(2) 認定計画と異なる補助事業を行ったとき。

(3) 認定通知日以後において、第5条第3項各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

(4) 認定通知日から2年以内に、当該補助対象事業に係る補助金の交付申請をしないとき。

(5) 前条の規定により命じられた措置を執らないとき。

(補助金の額)

第13条 補助金の額は、次に掲げる費用に相当する額(千円未満の端数は切捨て)を限度とし、毎年度予算の定める範囲内において決定する。ただし、用地費の単価は、取得

単価又は相続税財産評価基準の中の路線価格のいずれか低い方の額とする。

(1) 道路にあつては、幅員4メートルを超える部分の整備費及び用地費

(2) 公園にあつては、開発面積の100分の3を超える部分の整備費及び用地費の3分の2の額

2 前項の規定のより算出した額が、一宅地当たり50万円を超える場合にあっては50万円を限度とする。

3 住宅団地の整備を行おうとする区域に、次に掲げる各号の要件を満たす土地(以下「未接道低未利用地」という。)を含む場合は、前2項により算出した額にその面積200平方メートル当たり1,000千円を加えて得た額とする。

(1) 同一所有者の敷地のみでは建築基準法における接道要件を満たしていないこと。

(2) 平成20年1月1日以後、建築物の用に供していないこと。

(3) 平成25年1月1日から引き続き前2号に該当すること。

(交付の申請兼実績の報告)

第14条 補助金の交付を受けようとする認定事業者(以下「交付申請者」という。)は、豊田市定住促進住宅団地整備費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第5号)に別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、交付申請者が団体であるときは、別表第2の書類に加えて、団体調書(様式第6号)及び役員調書(様式第7号)を提出しなければならない。

(交付の決定等)

第15条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定及び補助金の額の確定をし、豊田市定住促進住宅団地整備費補助金交付決定通知兼額確定通知書(様式第8号)により、交付申請者に通知するものとする。

2 前条の規定にかかわらず、市長は、交付申請者が第5条第3項第2号から第5号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないことができる。

(交付決定の取消)

第16条 市長は、認定事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定内容、当該決定に付した条件、法令の規定若しくはこの要綱の規定に違反したとき又は市長の指示に従わないとき。

(3) 第5条第3項第2号から第5号のいずれかに該当するとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を文書により、認定事業者に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該認定事業者に対し、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

別表第1 事業計画の認定申請に必要なとなる図書等

提出図書等	特に記載を必要とする内容
提出図書等一覧表	申請者確認欄
事業計画書	事業計画の概要
計画工程表	設計、着工、竣工予定等の事業スケジュール
付近見取り図	方位、道路及び目標となる建物等
配置図	方位、縮尺、寸法、敷地境界、道路の位置及び幅員 公園の位置、形態、面積
求積図・求積表	敷地面積、その他の求積図・求積表（道路及び公園の用地費の価格算定に必要な用地取得単価毎の面積が確認できるもの。また、道路の幅員4mを超える部分の面積が確認できるもの） （未接道低未利用地を含む場合はその面積が確認できるもの）
現況写真	敷地とその周辺部の写真（撮影場所・方向を図面に表示）
未接道低未利用地確認書	

別表第2 補助金の交付申請兼実績報告に必要なとなる図書等

提出図書等	特に記載を必要とする内容
提出図書等一覧表	申請者確認欄
検査済証	都市計画法第36条第2項の検査済証
事業実績書	完成した計画の概要
事業費明細書	補助金の交付申請算出基礎
工事請負契約書等の写し	工事請負契約書、支払いを証する書類、工事引渡書
完成写真	外観及び個別施設
実施工程表	設計、着工、竣工等の実施工程
付近見取り図	方位、道路及び目標となる建物等
配置図	方位、縮尺、寸法、敷地境界、道路等の位置及び幅員
求積図・求積表	敷地面積、その他の求積図・求積表（道路及び公園の用地費の価格算定に必要な用地取得単価毎の面積が確認できるもの。また、道路の幅員4mを超える部分の面積が確認できるもの）